

自主的避難等対象区域（二本松市）の申立人が本件事故後に新築した自宅について、建築基礎部分に放射性物質で汚染されたコンクリート材が使用されたため、建物内の放射線量が建物外よりも高くなっていたこと等の事情に鑑み、除染費用として建築基礎部分の解体及び新設工事費用全額の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| 1 除染費用 | 金897万5664円 |
| 2 自家消費野菜・米
（平成23年3月11日～平成26年6月30日） | 金38万円 |
| 3 精神的損害
（本件事故発生当初の時期） | 金4万円 |
| 4 弁護士費用 | 金28万1870円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、金967万7534円であることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の和解金のうち金8万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 二重払いの防止

1 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目1に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

2 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目1について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

第6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほ

か、当事者間になんらの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月9日

(仲介委員 清水貴行)